

議案第 87 号

三朝町牧野改良に関する條例制定に付いて

三朝町牧野改良に関する條例を次のように定めるものとする

昭和二十九年六月十五日提出

三朝町長 坂出 雅



昭和廿九年六月拾五日

東伯郡三朝町議會議長 天野



三朝町牧野改良に関する条例

(目的)

第一條 この条例は牧野法に基き牧野利用の高度化により畜産を振興し農業経営の安定を図り農業振興に寄與することを以つて目的とする

(定義)

第二條 この条例で「牧野」とは農地以外で家畜の放牧又はこの飼料、敷料の採取に供される土地をいう

(牧野管理規程の作成)

第三條 当該牧野を高率的に利用するため、之地その他の諸条件に應じて牧野管理規程を定める

(事業の執行)

第四條 この条例の執行に就いて必要なる事項は規則でこれを定める

附 則

この条例は公布の日より施行する